

令和 8 年 3 月 13 日
都市計画課

復興まちづくりの進捗状況について

【平成28年熊本地震】益城町における復興まちづくり

① 熊本高森線の4車線化事業について

<現在の状況>

- 令和8年3月20日に、益城町惣領～寺迫間の約2.2kmで供用開始を予定。これにより、供用済みの約1.6kmと合わせた計画区間約3.8kmの全線で、供用が完了する。
- 熊本地震から10年という大きな節目を前に、全線での供用開始を迎えることを記念し、同日式典を開催。

(参考)



4車線での供用状況



4車線化工事の状況

裏面へ

②益城中央被災市街地復興土地区画整理事業について

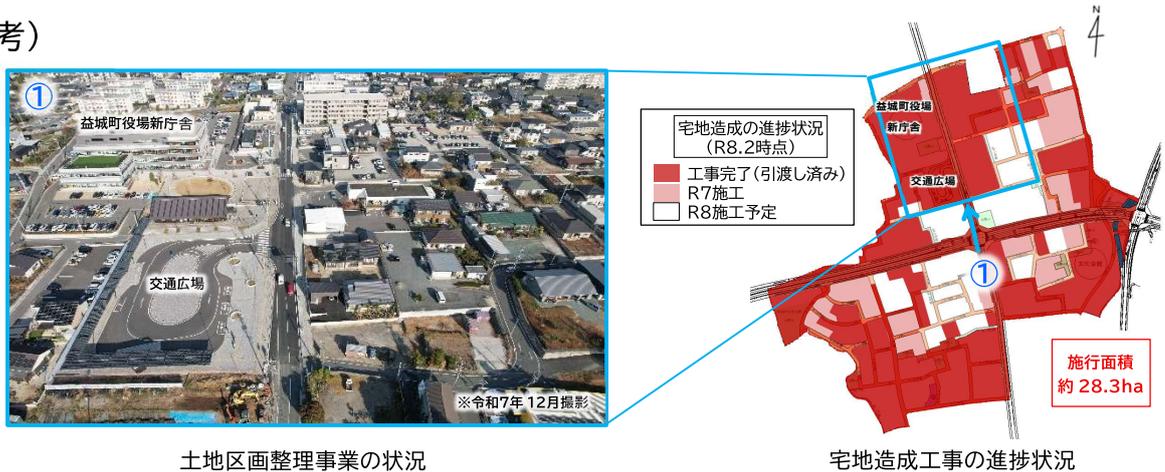
<現在の状況>

- 仮換地は、令和7年3月に全484画地の指定が完了
- 宅地造成工事は、約8割で着手しており、約6割で権利者への引渡しが完了
- 事業区域内では、交通広場が令和7年4月に供用を開始(益城町が整備)

<今後の予定>

☆令和9年度の全ての宅地引渡し完了に向けて、計画的に事業を推進

(参考)



【令和2年7月豪雨】人吉市における復興まちづくり

③青井被災市街地復興土地区画整理事業について

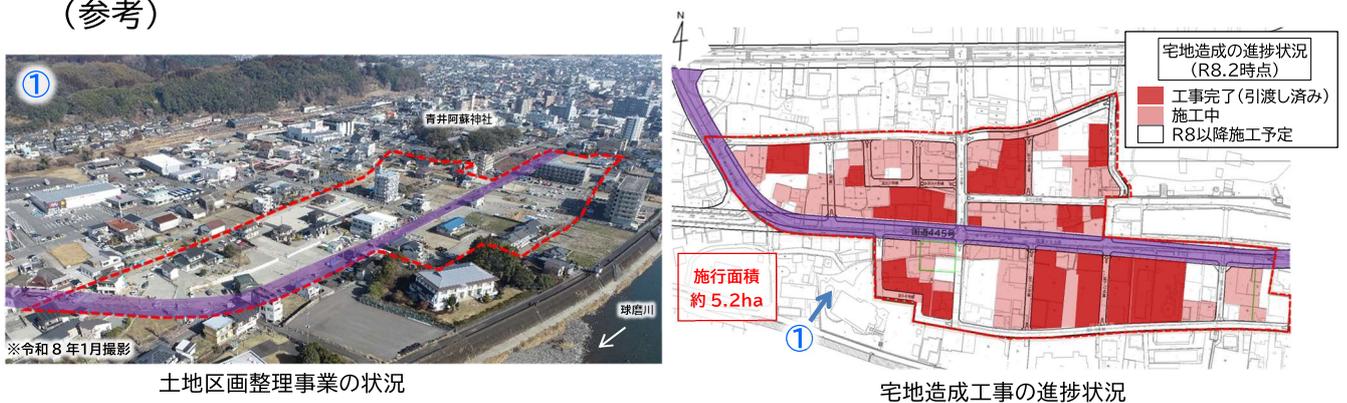
<現在の状況>

- 仮換地は、令和6年11月に全107画地の指定が完了
- 宅地造成工事は、約9割で着手しており、約1割で権利者への引渡しが完了

<今後の予定>

☆令和10年度の事業完了に向けて、計画的に事業を推進

(参考)



令和 8 年 3 月 1 3 日

下水環境課

県の下水道事業における官民連携の検討について

1 本県における下水道事業の課題

- 人口減少、施設老朽化が進行する中、本県の下水道事業は、次の課題を抱えており、将来的に経営環境が厳しくなることが想定される。
 - ・ 人口減少に伴う使用料収入の減少
 - ・ 処理場、管路施設の老朽化
 - ・ 下水道事業に従事する職員数の減少

2 国の方針

- 国は、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、民間事業者の資金や創意工夫を活用する、官民連携方式の導入を推進。
- 国土交通省は、令和 9 年度以降、老朽化した污水管の改築に係る国費支援について、官民連携方式の導入を要件化。

3 県の取組み

- 上記の課題に対応するため、国の方針を踏まえ、官民連携方式の導入を検討している。
- 下水処理に関連する企業や指定管理者等を対象に、事業に対する関心等の考えを把握するための民間市場調査を実施した。
(調査期間：令和 7 年 1 1 月 1 7 日から 1 2 月 1 2 日まで)

4 民間市場調査結果について

(1) 事業への関心及び関心がある連携方式について

① 事業への関心について 49社から回答



- 関心あり
- 関心はあるが課題等がある
- どちらとも言えない
- あまり関心なし
- 関心なし

②関心がある連携方式

- ・ コンセッション 13社
- ・ コンセッション+その他の連携方式 10社
- ・ 上記以外の組み合わせについても意見があった。

(2) 民間企業からの主な意見について

(事業スキームについて)

- 流域関係市町村や他自治体の業務委託等を可能とすることが良い
- 広域型については各市町村と十分に協議したうえで決定すべき

(県内企業の参入について)

- 施設の運営、維持管理は地元企業を優先活用すべき
- 緊急時の対応は地元でないとできない
- 事業規模が大きくなると、対応できる事業者が限られる
- 地元企業の活用は、入札時の評価基準等による加点が好ましい

5 今後のスケジュール

- 令和8年3月 民間市場調査結果の公表
事業スキーム案（複数案）の策定
- 令和8年4月～ 事業スキーム（官民連携方式や対象等）の検討。
関係者との意見交換を行い地元企業の参画機会確保に向け検討。

【検討項目】

官民連携方式	コンセッション、更新実施型、更新支援型 ※【参考】参照
対象下水道	県が管理・運営する流域下水道（熊本北部、球磨川上流、八代北部） 熊本セミコン特定公共下水道 流域下水道に接続している市町村の公共下水道
対象施設	下水処理場、ポンプ場、管路
対象業務	対象施設に係る全ての維持管理、改築
事業期間	10年～20年

【参考】官民連携方式の類型

- ・ コンセッション：維持管理＋更新計画案作成＋更新改築の実施＋運営権
- ・ 更新実施型：維持管理＋更新計画案作成＋更新改築の実施
- ・ 更新支援型：維持管理＋更新計画案作成

令和8年3月13日

下水環境課

熊本県下水道事業経営戦略の改定について

1 改定の目的

- ・ 県の下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための10年間（令和3年度～令和12年度）の中長期的な経営の基本計画である「熊本県流域下水道経営戦略」を令和3年3月に策定。
- ・ 経営戦略は、安定的な経営の確立と経営改革の持続的な実施に向け、策定後5年以内の改定を国から求められており、本事業においては策定から5年目に当たる令和7年度に、改めて10年間の計画を策定するもの。

《 国の要請 》

・ 「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（R3.12.23 経済財政諮問会議決定）等

「経営戦略」の改定推進について（R4.1.25 総務省公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 全ての公営企業に対して 令和7年度までの改定を要請

《 主な改定事項 》

- 人口予測を踏まえた流入水量の予測を基に「投資・財政計画」等を時点修正
- 熊本セミコン特定公共下水道の事業化により「熊本県下水道事業経営戦略」に名称変更
- 経営戦略の改定後の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間

2 「熊本県下水道事業経営戦略」について

（1）経営の方針

執行体制

- ① 技術職員の技術の保持と向上
- ② 事務職員の経営管理技能の向上

施設管理

- ① スtockマネジメント計画等に基づく計画的な施設更新
- ② 施設の耐震化と耐水化の推進

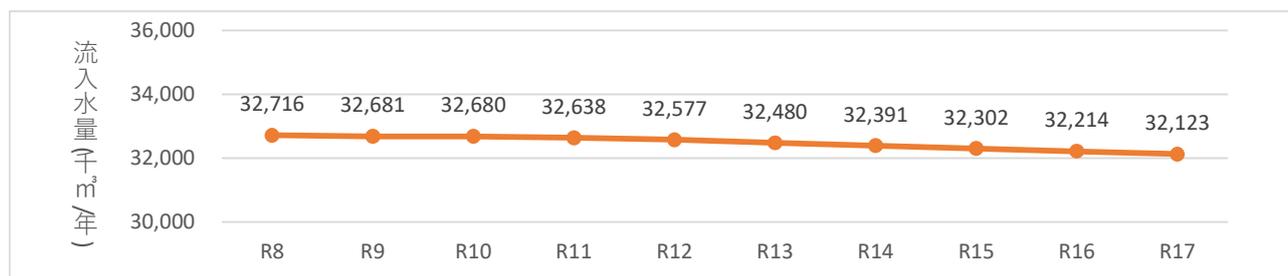
経営管理

- ① 施設に係る事業費の平準化
- ② 施設を活用した新たな収入の確保
- ③ より一層のコスト削減
- ④ 広域化・共同化、官民連携の更なる推進

(2) 投資・財政計画（収支計画）

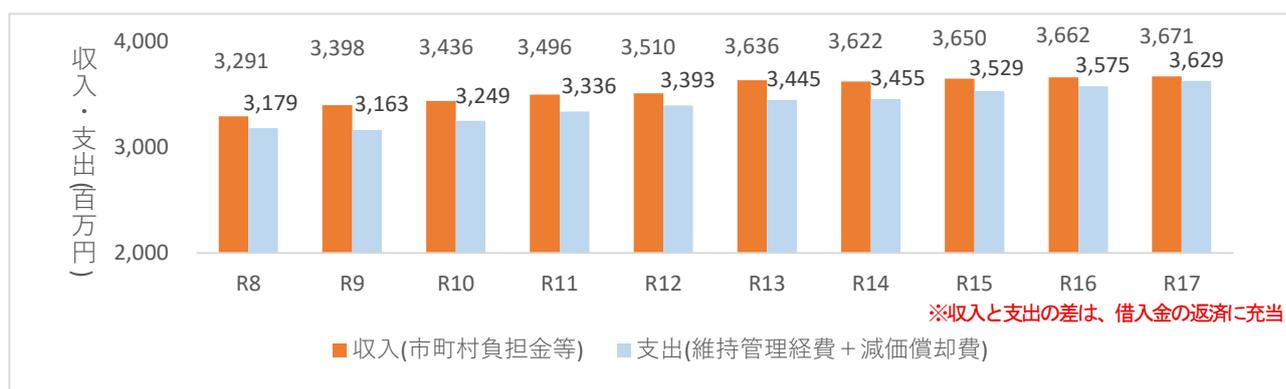
● 流入水量

- ・ 県全体の流域下水道（熊本北部、球磨川上流、八代北部）の流入水量は、ほぼ横ばいを見込む。



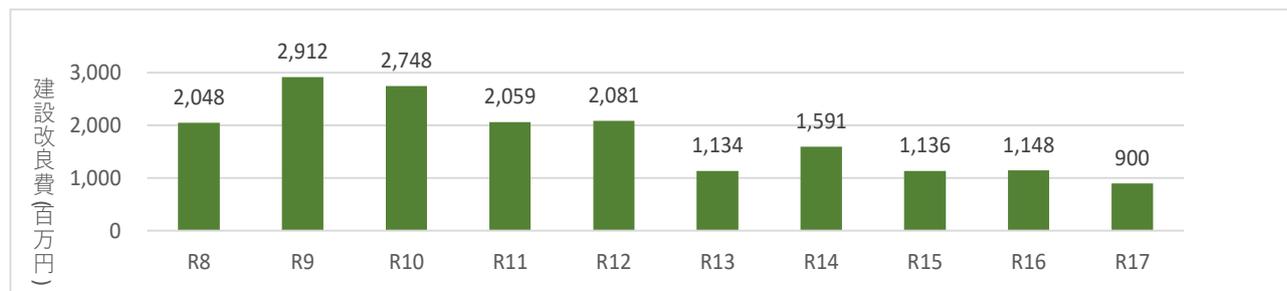
● 収入・支出の推移（収益的収支）

- ・ (収入) 収支を均衡させるため、市町村負担金等の増加を見込む。
※流域下水道の維持管理に係る費用は、主に市町村からの維持管理負担金（維持管理負担金単価に流入水量を乗じた額）で運営。
- ・ (支出) 今後の物価上昇等が想定されるため、下水処理施設の維持管理経費の増加を見込む。



● 建設改良費の推移

- ・ 設備の老朽化等を考慮したストックマネジメント計画等に基づき、計画的に下水処理施設、管路等の設備更新を実施。



※ 熊本セミコン特定公共下水道については、建設中のため記載しない

《 参考資料 》

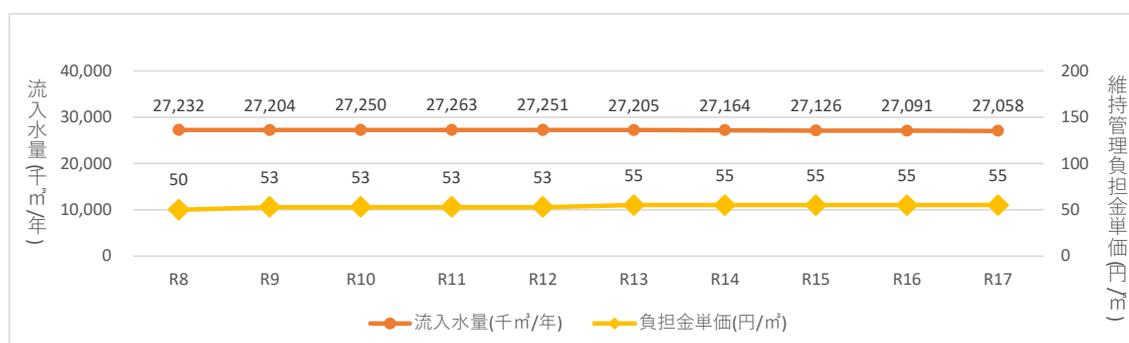
①本県の流域下水道事業

複数の市町村の汚水処理する下水道は、流域下水道事業として県が運営しています。

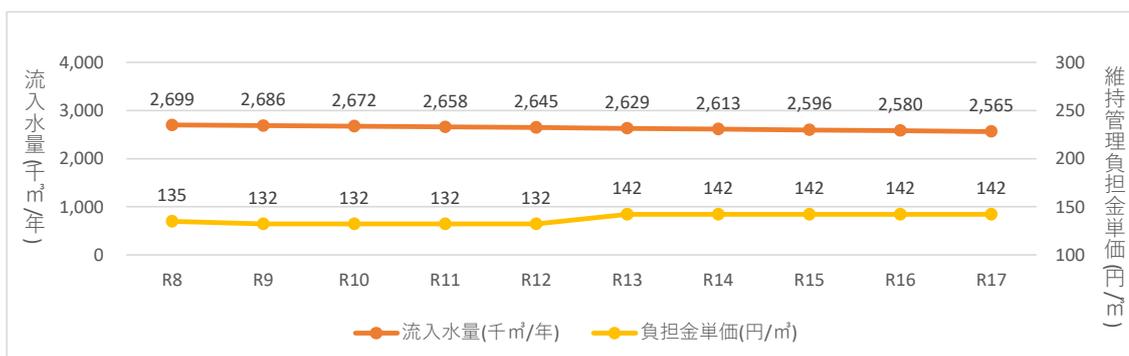
	熊本北部 流域下水道	球磨川上流 流域下水道	八代北部 流域下水道
供用開始	平成元年3月 供用開始後37年経過	平成11年4月 供用開始後27年経過	平成14年1月 供用開始後24年経過
関係市町村	・熊本市の一部・合志市の一部 ・菊陽町	・錦町・あさぎり町 ・多良木町・湯前町・水上村	・八代市の一部・宇城市の一部 ・氷川町の一部
現在処理能力	98,650 m ³ /日	9,600 m ³ /日	13,600 m ³ /日
処理区域内人口 (R6末)	220千人	25千人	32千人
	277千人(県人口の約16%)		
処理場	熊本北部浄化センター (熊本市北区鶴羽田町)	球磨川上流浄化センター (錦町一武)	八代北部浄化センター (八代市鏡町芝口)

②流域下水道事業ごとの内容(流入水量、維持管理負担金単価の推移)

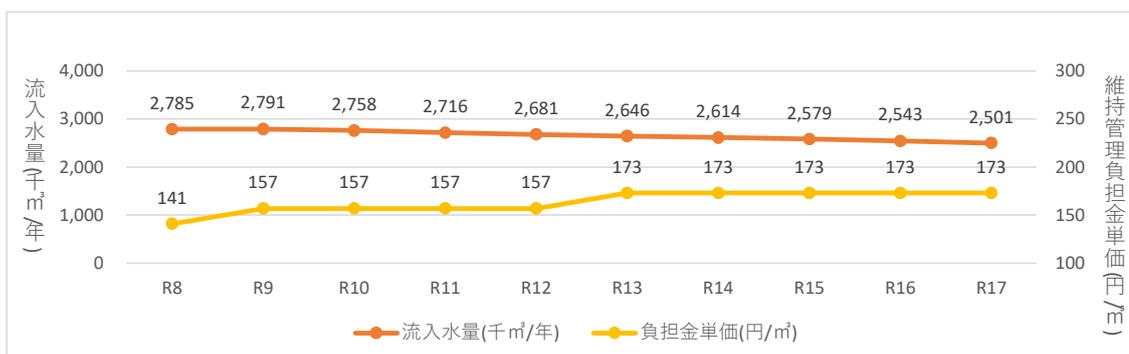
熊本北部



球磨川上流



八代北部



令和8年3月13日

港湾課

熊本県港湾整備事業経営戦略の改定について

1. 改定の目的

- ・ 県の港湾整備事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための10年間（令和3年度～令和12年度）の中長期的な経営の基本計画である「熊本県港湾整備事業経営戦略」を令和3年3月に策定。
- ・ 経営戦略は、安定的な経営の確立と経営改革の持続的な実施に向け、策定後5年以内の改定を国から求められており、本事業においては策定から5年目に当たる令和7年度に、改めて10年間の計画を策定するもの。

《 国の要請 》

・ 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」（R3.12.23 経済財政諮問会議）

「経営戦略」の改定推進について（R4.1.25 総務省公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 全ての公営企業に対して令和7年度までの改定を要請

《 主な改定事項 》

- 計画期間内に実施された整備・使用実績等を基に「投資・財政計画」等を時点修正
- 経営戦略の改定後の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間

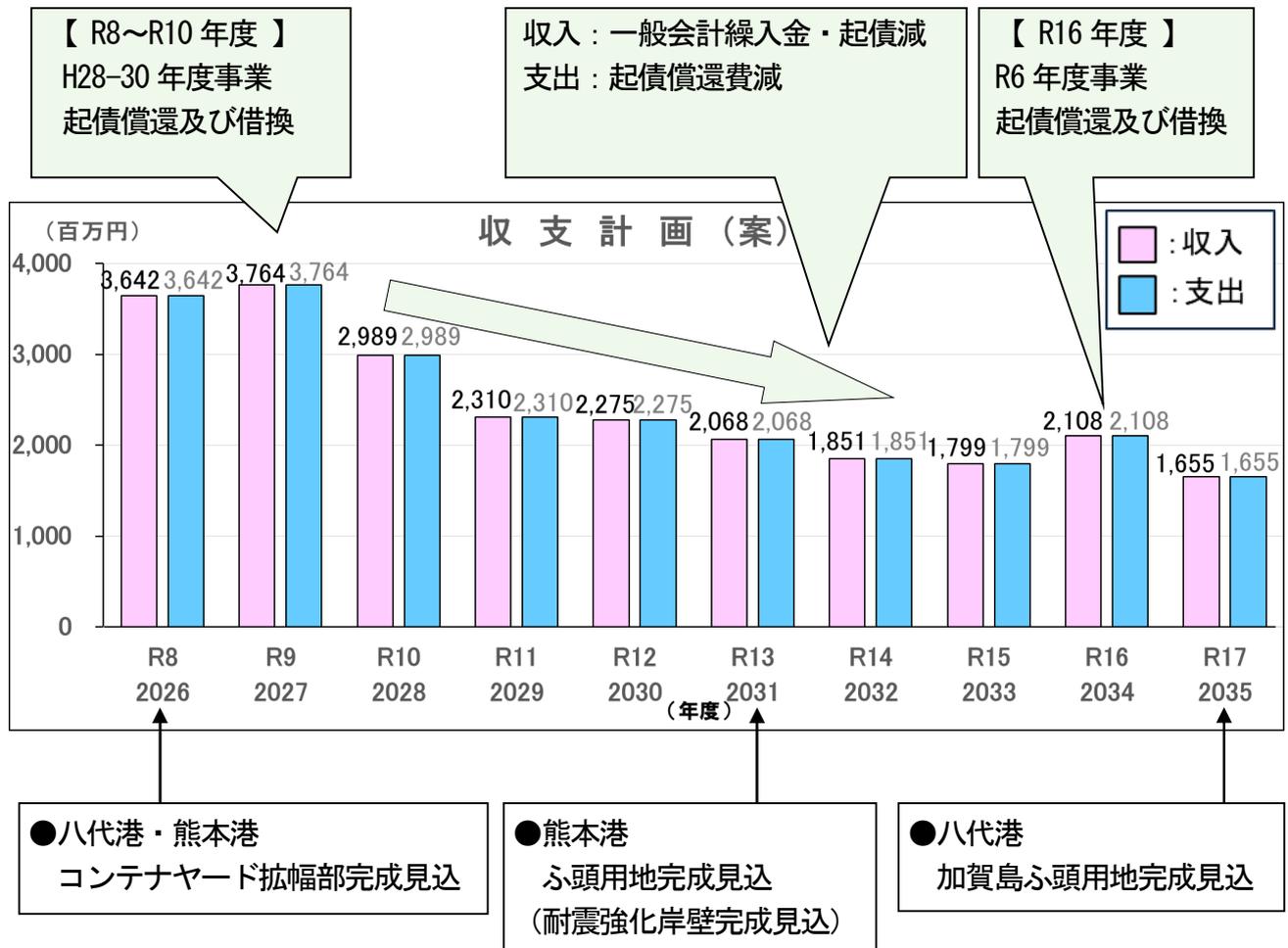
2 「熊本県港湾整備事業経営戦略」について

（1）経営の方針

- ① くまもと新時代共創に向けた人流・物流拠点としての港湾機能の充実
- ② 熊本地震等の災害を踏まえた耐災化等の防災・減災対策の推進
- ③ 長寿命化計画に基づく港湾施設の適切な維持管理
- ④ 港湾施設の効率的な管理・運営

(2) 投資・財政計画（収支計画）… 特別会計において収支は均衡

- 投資の平準化及び使用料収入の安定的な確保に努め、収支の均衡を図り、一般会計からの繰入金を抑制する。
- 過去の投資に係る起債償還が今後終息する見込みであるため、令和9年度以降収支総額は減少の傾向。
- 整備費用については、現在整備が進められているものについて見込んでいるが、それ以外の整備については、今後、新たな整備計画が具体化してから反映する。



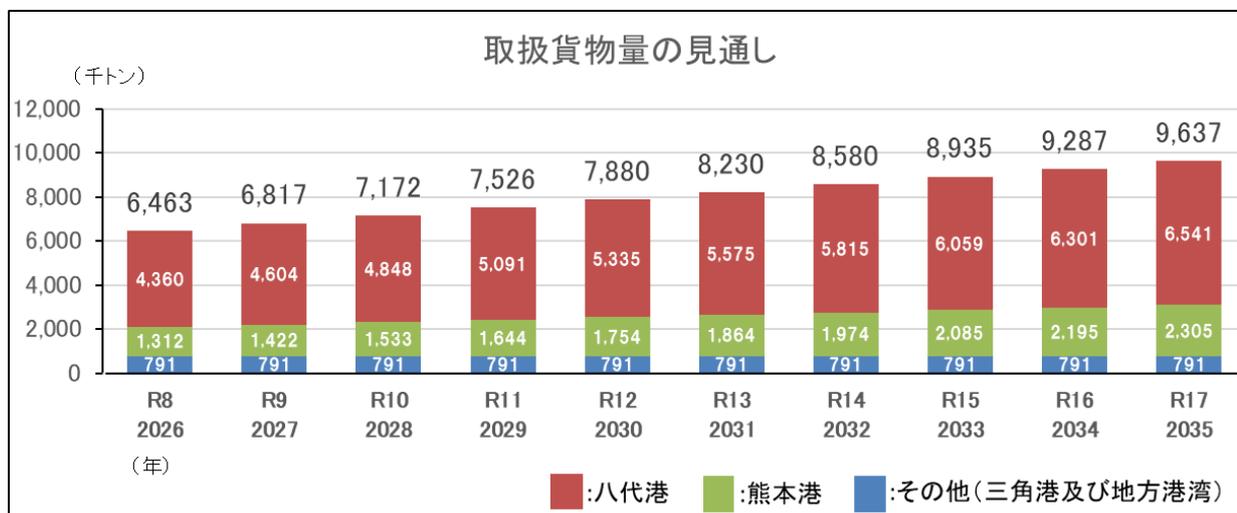
【参考】直近の主な整備実績

- ・平成28年度-平成30年度
八代港コンテナヤード整備（ガントリークレーン整備含む）
八代港 SOLAS エリア保安設備整備
八代港クルーズエリア整備 他
- ・令和4年度-令和6年度
熊本港新ガントリークレーン整備 他

《 参考 》 事業環境の見通し

取扱貨物量の見通し

- 取扱貨物量は、過去3年間均衡傾向であるがポートセールス等により貨物の増加を見込む。
【推計方法】 ● 八代港及び熊本港については、ポートセールスビジョンで設定したコンテナ取扱数目標値の伸び率を適用し、推計。
● その他の港湾については、過去の実績から横ばいを見込む。



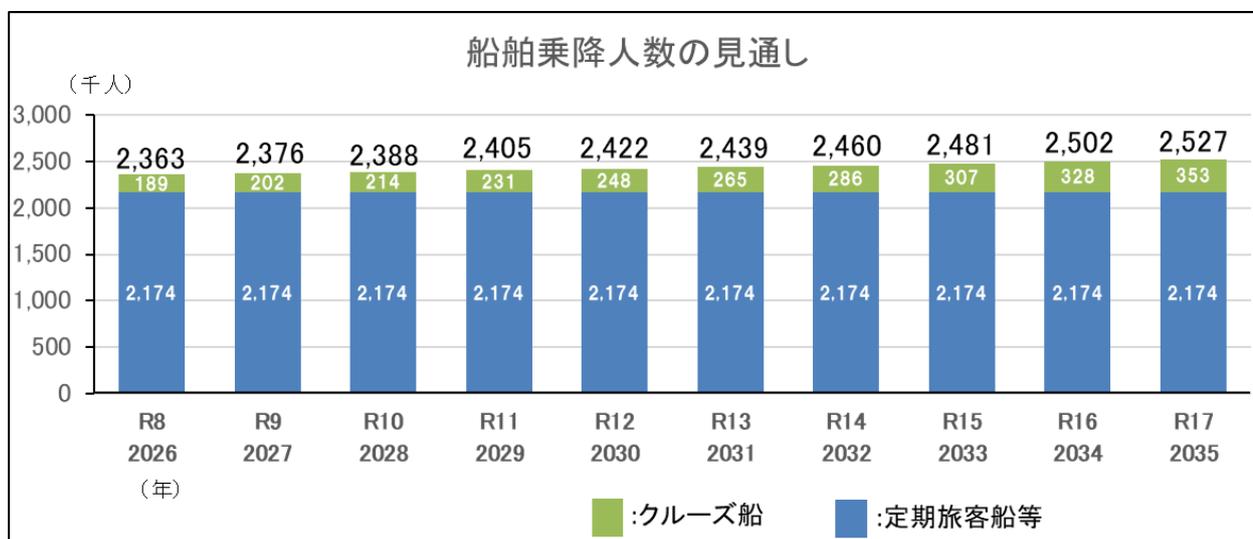
■ポートセールスビジョンにおけるコンテナ取扱数目標値(令和6年10月策定、単位:TEU)

暦年	R5(2023)実績	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	中長期目標
八代港	23,159	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000	40,000
熊本港	10,698	12,800	14,100	15,400	16,700	18,000	25,000

※ポートセールス協議会(国際経済交流の拡大等を目的に県・市・港湾事業者で構成された組織)で令和6年から令和10年まで年ごとの目標値及び中長期目標を設定。

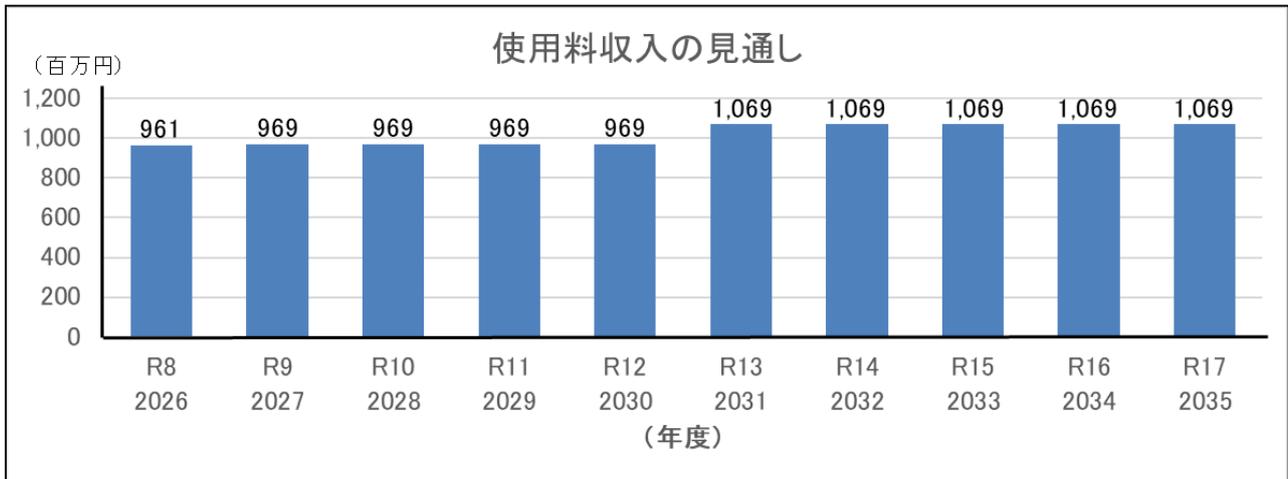
船舶乗降旅客数の見通し

- 船舶乗降旅客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したが、現在はコロナ禍前の旅客数水準に戻つつあるとともに、今後も世界的なクルーズ需要に伴い増加を見込む。
【推計方法】 ● クルーズ船については、過去の伸び率の実績を適用し、推計。
● 定期旅客船等(クルーズ船以外)については、過去の実績から横ばいを見込む。



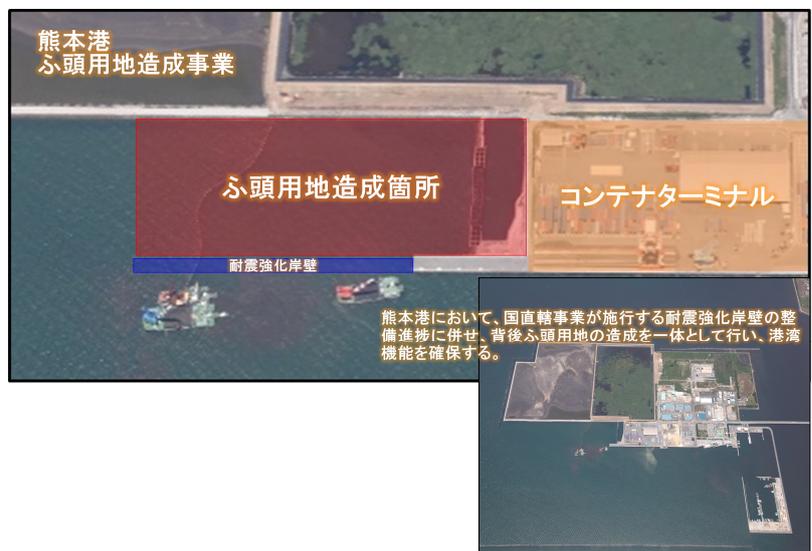
使用料収入の見通し

- 使用料収入は、R8年度内の熊本港・八代港コンテナヤード拡張、R13年度の熊本港耐震強化岸壁完成等の新規港湾施設整備等完成による増加を見込む。



施設の見通し

- 八代港 … コンテナヤード拡張、ふ頭用地造成
- 熊本港 … コンテナヤード拡張、ふ頭用地造成、(耐震強化岸壁)



令和8年3月13日

港湾課

熊本県臨海工業用地造成事業経営戦略の改定について

1. 改定の目的

- ・ 県の臨海工業用地造成事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための10年間（令和3年度～令和12年度）の中長期的な経営の基本計画である「熊本県臨海工業用地造成事業経営戦略」を令和3年3月に策定。
- ・ 経営戦略は、安定的な経営の確立と経営改革の持続的な実施に向け、策定後5年以内の改定を国から求められており、本事業においては策定から5年目に当たる令和7年度に、改めて10年間の計画を策定するもの。

《 国の要請 》

・ 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」（R3.12.23 経済財政諮問会議）

「経営戦略」の改定推進について（R4.1.25 総務省公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 全ての公営企業に対して令和7年度までの改定を要請

《 主な改定事項 》

- 計画期間内に実施された造成・分譲実績等を基に「投資・財政計画」等を時点修正
- 経営戦略の改定後の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間

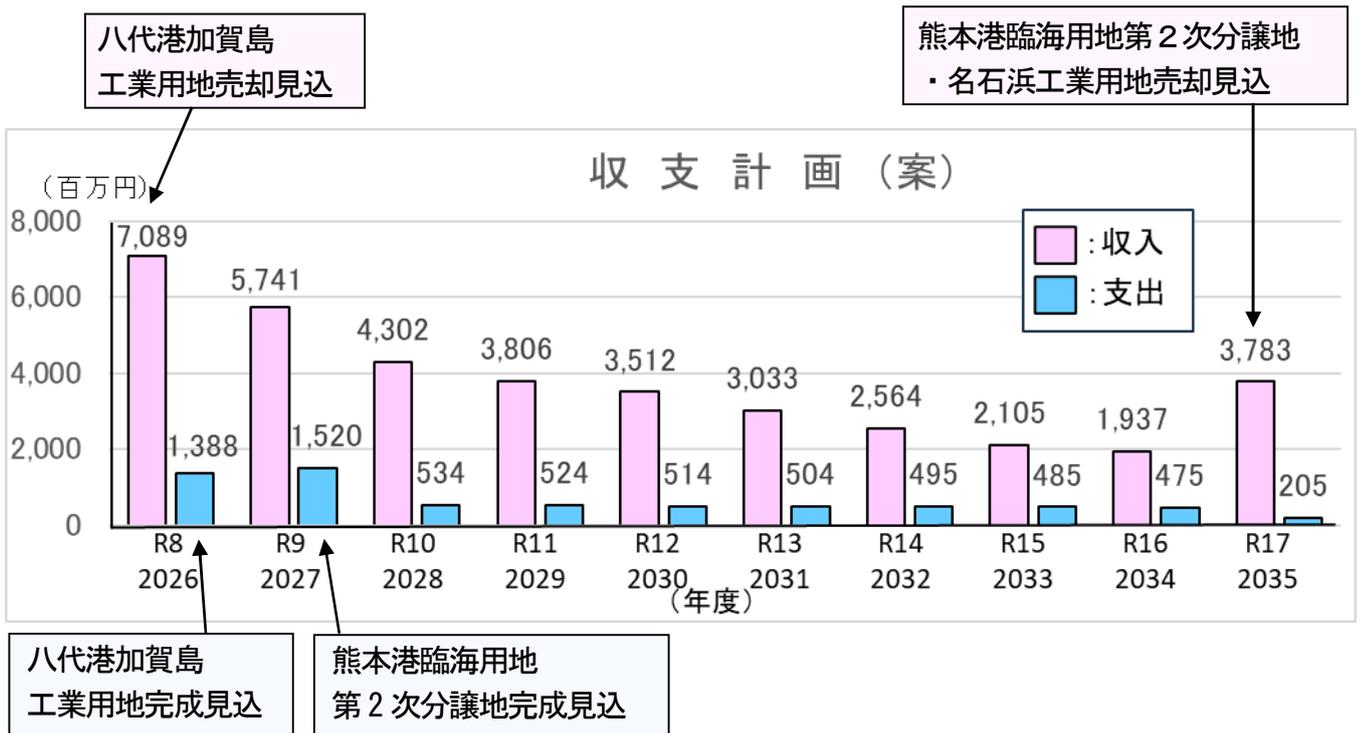
2. 「熊本県臨海工業用地造成事業経営戦略」について

（1）経営の方針

- ① 臨海工業用地への企業の立地促進による本県産業の振興及び地域経済の活性化
（早期売却の促進、賃貸借制度等の活用による収益確保）
- ② 臨海工業用地の適切な維持管理

(2) 投資・財政計画（収支計画）…特別会計において収支は黒字

- 売却収入は、計画期間中、熊本港臨海用地、八代外港工業用地、八代港加賀島工業用地、名石浜工業用地の売却をそれぞれ見込む。
- 土地貸付料収入は、概ね横ばいを見込む。
- 支出（造成・施設維持費）は、八代港加賀島工業用地と熊本港臨海用地で造成費を見込む。また、計画期間中を通して施設維持費として臨海工業用地の区画道路補修等を見込む。



《 参考 》 本県の臨海工業用地造成事業（分譲地分）

本県の臨海工業用地造成事業は、特別会計を設置し、現在、3つの臨海工業用地に関して、造成及び分譲等を行っている。

	熊本港臨海用地		八代港		名石浜工業用地
	第1次分譲地	第2次分譲地	外港工業用地	加賀島工業用地※3	
分譲開始年度	平成15年度 (2003年度)	令和6年度 (2024年度)	昭和45年度 (1970年度)	令和8年度 (2026年度)	昭和47年度 (1972年度)
分譲総面積 (区画数)	9.8ha (20区画)	11.2ha (12区画)	167.3ha (68区画)	39.8ha (未定)	101.6ha (22区画)
未売却面積 (区画数)	9.5ha (20区画) ※1	5.2ha (6区画)	1.1ha (2区画)	39.8ha (未定)	5.8ha (1区画)
うち貸付面積 (区画数)	9.5ha (20区画)	0.08ha (-) ※2	1.1ha (2区画)	-	-

※1: 1区画を分筆し一部を分譲。

※2: 分譲地の一部を貸付。

※3: 八代港加賀島工業用地は、令和8年度造成・分譲予定。

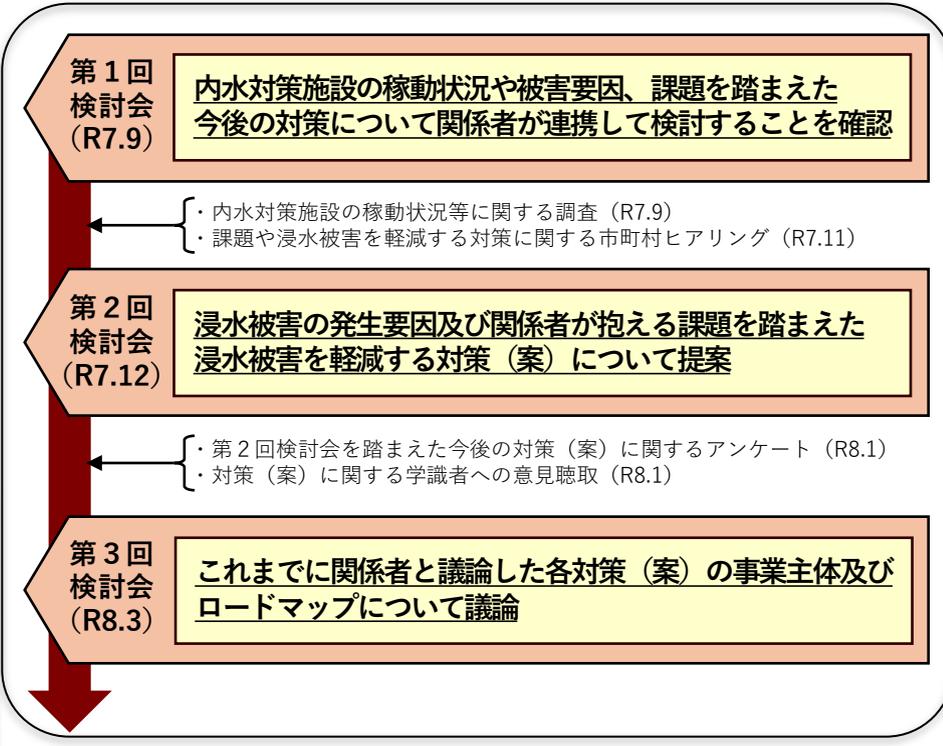
1 令和7年8月豪雨の概要等

- 令和7年8月豪雨では、線状降水帯が発生し、県内5つの観測所で、**観測開始以来最高となる最大1時間雨量を記録。**
- 記録的な**豪雨と大潮の満潮時が重なったことで、河川の流下や排水機場等の排水に影響。**
- 内水氾濫や河川氾濫により、**沿岸部や市街地等の低平地では家屋浸水や車の水没などの甚大な被害が発生。**
 - ・農業用・雨水排水機場は、電気室等の浸水により稼働停止し、沿岸部や市街地等の低平地で内水氾濫が発生。
 - ・河川の未改修区間での氾濫や改修済区間でも一部の堤防から越水が発生。



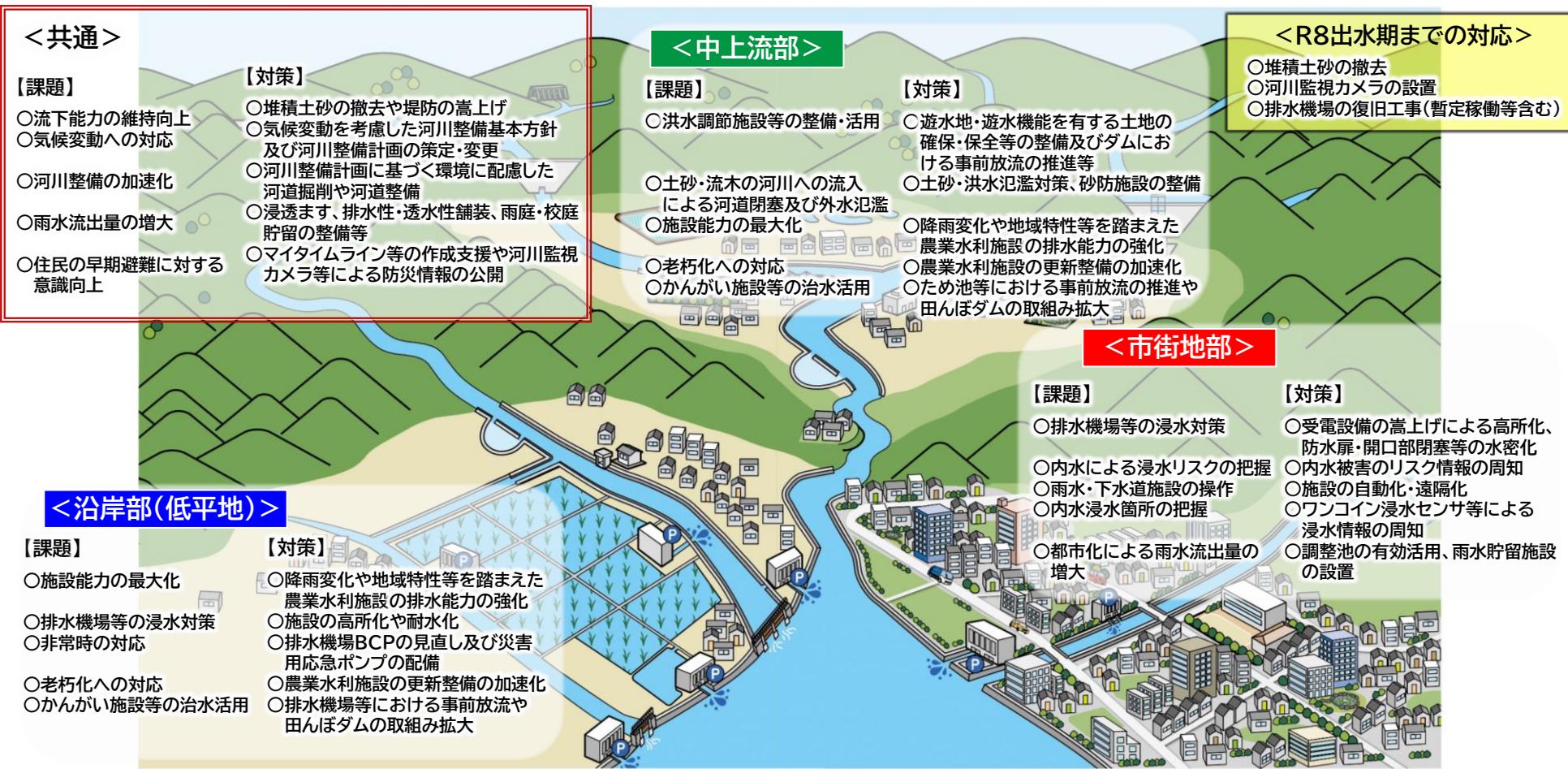
2 「令和7年8月の大雨による浸水被害に関する検討会」の概要

- 今回の豪雨による被害に対し、河川管理者や下水道管理者、農林水産部局が個別に対応するのではなく、**地域特性を踏まえて、関係者が連携して取り組むことが不可欠。**
- 河川管理者の土木部、農地等の浸水対策に取り組む農林水産部、内水対策を担う市町村が更に連携し、浸水被害軽減に向けた対策を検討する「**令和7年8月の大雨による浸水被害に関する検討会**」を設置。



3 令和7年8月豪雨を踏まえた主な課題及び対策の概要

※各圏域・流域ごとと実情を踏まえ、各対策を組み合わせ実施



4 今後の予定



令和 8 年 3 月 1 3 日

河川課

一般財団法人 白川水源地域対策基金について

報告の概要

例年、9月議会において、経営状況を説明する書類により報告を行っている「一般財団法人 白川水源地域対策基金」につきましては、令和7年度の事業をもって、基金事業が完了することから、令和8年度に法人の解散及び清算手続きを開始します。

1 法人の概要

阿蘇立野ダムが、水源地域対策特別措置法に基づく水没地域の住民の生活再建等の支援の基準(水没家屋20戸以上)を満たさないことから、南阿蘇村に対し、ダムの建設に伴う水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付等を行うため、県及び下流受益自治体3市町(熊本市、大津町、菊陽町)で設立。

名 称：一般財団法人 白川水源地域対策基金

設立年月日：平成5年(1993年)3月8日設立

2 事業内容

- ・南阿蘇村から提出された要望を基に、国、県、下流受益自治体3市町、南阿蘇村で協議を行い、「南阿蘇村地域整備計画(国、県、南阿蘇村が実施する合計32事業・総額約100億円の計画。)」を策定。
- ・このうち、基金は南阿蘇村が実施する15事業(ダム周辺の道路、公園、集会施設、生活再建支援等)へ資金を交付し支援する。
- ・具体的には、15事業の総事業費26億円を対象に、基金から10億円を交付する計画。(残る16億円の財源は、国・県からの補助6億円、村負担額10億円。)

3 支援状況

- ・南阿蘇村が実施する15事業のうち3事業は、熊本地震等に伴い南阿蘇村において見直しを行い、2事業を中止、1事業を南阿蘇村単独実施とされた。
- ・基金からの支援金を活用した11事業が令和6年度までに完了。(裏面参照)
- ・残る多目的広場整備事業の令和7年度の完了をもって、基金支援対象事業が終了。(令和7年度の交付により、計画額10億円に達する。)

4 今後について

【スケジュール(案)】

令和8年4月～ 法人解散事務開始

7月～ 解散登記(法人事業終了)、清算法人へ移行

令和9年2月 清算終了(法人格消滅)、清算終了登記

南阿蘇村地域整備計画(基金対象事業)

※凡例 令和7年度基金対象事業

区分	種類	事業概要	完了等
道路	道路整備 立野駅～巢網線 村線	L= 300m W=5m	完了
	〃 国道57号～工事用道路	L= 300m W=5m	完了
	〃 黒川～間知野線	L= 400m W=5m	完了
簡易水道	簡易水道整備	配水地、配管 L=3,400m	完了
自然公園	栃木原公園	基盤整備	完了
集会施設	多目的記念館(立野地区)	基盤整備、展望棟	完了
	集会場(立野老人憩いの家)	基盤整備、木造平屋建 560㎡、引湯工事	完了
	総合福祉センター	温泉センター、公園等	完了
	老人福祉センター	基盤整備、木造平屋建 560㎡	完了
スポーツ 及び レクリエー ション施設	多目的広場(立野地区)	多目的広場、遊具エリア、ドッグラン等	令和7年度 完了予定
	水資源、温泉資源調査	ボーリング調査 L=500m	完了
生活再建	協力感謝金	水没7戸、道路関係6戸	完了
宅地造成	就業対策基盤整備	基盤整備、道路水路付替	中止
スポーツ 及び レクリエー ション施設	青少年育成キャンプ場	基盤整備、水車等	中止
集会施設	駅の建設(立野地区)	ダム駅、橋梁	南阿蘇村 単独実施

緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興について

1 「緑の流域治水」の主な取組状況

(1) 新たな流水型ダム事業の方向性・進捗を確認する仕組み

・ 昨年12月20日に、新たな流水型ダム事業の方向性や進捗を確認する「仕組み」の第4回会議(座長：亀崎副知事)を開催。

構成員：県、九州地方整備局、球磨川流域市町村長、流域住民(市町村別・分野別)、有識者(河川工学・環境・森林)

・ 会議では「新たな流水型ダム事業の進捗や環境保全措置の具体的な取組み」「球磨川流域の森林の整備・保全」等について、流域住民と確認。

・ 会議の内容及び結果については、県ホームページに掲載するとともに、2月21日に新聞広報を実施し、広く県民に周知。



12/20 「仕組み」第4回会議



川辺川の流水型ダムの完成イメージ



2/21 熊本日日新聞、人吉新聞での広報

(2) 川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議

・ 2月20日に、「第2回川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」を開催。

・ 同会議は、令和6年10月に公表された環境影響評価レポートを継承し、更なる環境影響の最小化並びに環境再生・創出に向けて、今後取り組んでいく流水型ダムの環境保全措置等について、有識者から助言をいただき、実際の取組みに反映していくもの。

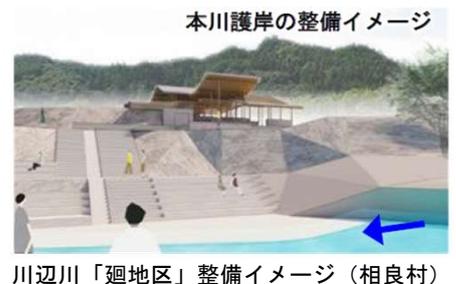
・ 当日は、動植物のモニタリング調査やダム建設工事期間中に使用する仮排水路トンネルをアユなどの魚類が遡上できるようにする対策等に対し、各分野の有識者から意見を伺った。



2/20 第2回アドバイザー会議

(3) 球磨川水系県管理河川

- ・相良村の廻地区において、村の川辺川魅力創造事業と連携して進める河川護岸工事に着手。
- ・球磨村の芋川において、家屋の浸水被害を軽減する宅地かさ上げ工事に着手。
- ・その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など11河川で事業推進中。



(4) 「緑の流域治水」に関する五木村職員研修会

- ・2月19日に、流水型ダムを含む「緑の流域治水」に関する職員研修会を五木村で開催。
- ・国、県、村から、ダム建設計画発表以降の村の歴史的背景、新たな流水型ダムの構造・環境影響に対する工夫、治山・砂防・河川が一体となった取組み等について説明。



2/19 五木村職員研修会

2. 球磨川流域の創造的復興について

(1) 球磨川坂本地区河川防災ステーション及び八代市坂本支所等合同完成式

- ・2月14日に、球磨川坂本地区河川防災ステーション、八代市坂本支所・コミュニティセンター、災害公営住宅、八代消防署坂本分署の合同完成式が開催。
- ・令和2年7月豪雨により被災した八代市坂本支所は、敷地一帯を約3メートルかさ上げして再建。坂本コミュニティセンターおよび坂本診療所も併設するなど、地域住民の生活を支える拠点として再整備。



球磨川坂本地区河川防災ステーション完成イメージ



合同完成式テープカットの様子 (八代市)

(2) 球磨川リバーミュージアム キックオフフォーラム

- ・3月1日に、知事、球磨川流域の市町村長・担当者・観光関係者等の参加のもと、「球磨川リバーミュージアム キックオフフォーラム」を開催。
- ・当日は、同構想の全体像の説明、流域での取組み紹介、トークセッションを実施。今後、観光コースづくりやモニターツアーで取組みを具体化予定。



トークセッション (人吉市)

1 熊本県建築物耐震改修促進計画について

1 熊本県建築物耐震改修促進計画とは

耐震改修促進法^{※1}第5条の規定に基づく都道府県計画として策定。
既存建築物の耐震性能を高め、大規模地震から県民の安全安心を確保するため、国の基本方針^{※2}等を踏まえ、住宅や建築物の耐震化の目標や施策を定めるもの。

平成9年に第Ⅰ期計画を策定し、約10年毎に改正を重ねながら、県内の建築物の耐震化を推進してきた。現行計画の計画期間は平成29年度から令和7年度までとしている。

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律

※2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

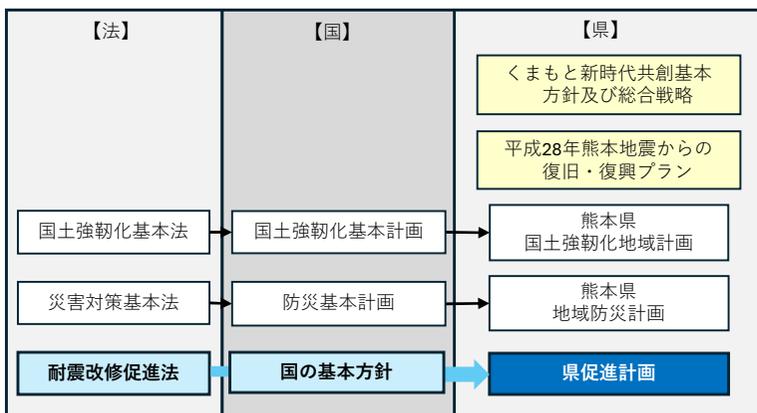
2 次期計画策定の必要性

平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震など大規模地震が相次いで発生している。複数の断層が存在する県内において、特に日奈久断層帯は、国内の主要な活断層の中でも地震発生確率が高いSランクに分類されており、大規模地震発生の切迫性と住宅や建築物の耐震化の重要性が一層高まっている。

国は、令和7年7月に、建築物の耐震化の現状を踏まえた新たな目標や、耐震化を促進するための新たな取組みなどを示しており、県も、県内の耐震化の現状を踏まえ、今後想定される大規模地震に備え、建築物の耐震化をより一層促進していくため、次期計画を策定する。

3 計画の位置づけ

「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」、「熊本県国土強靱化地域計画」、「熊本県地域防災計画」と整合を図った計画とする。



県促進計画と関係法令及び関連計画

4 計画期間

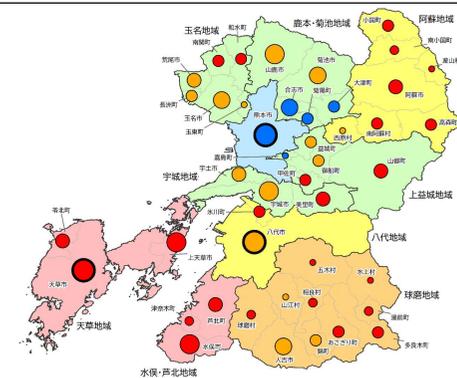
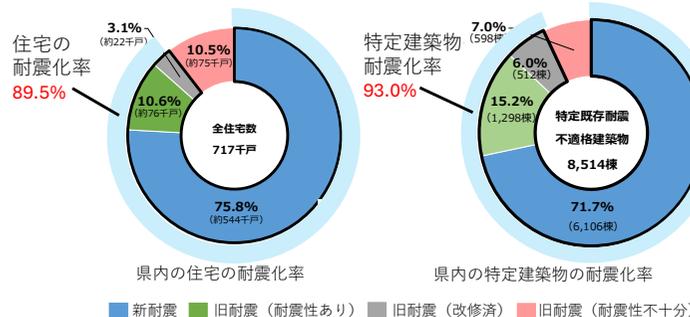
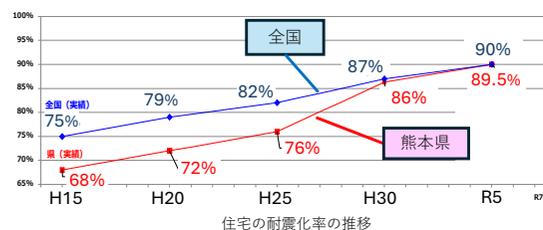
令和8年度から令和17年度までの10年間（5年経過時に見直しを検討）

平成9年度	平成19年度	平成29年度	令和8年度	令和17年度
I期	II期	III期	IV期	

2 耐震化の現状と課題

住宅	耐震性が不足するものを「令和7年度末までに概ね解消する」ことを目標とし、耐震化に取り組んできた結果、住宅の耐震化率は89.5%であり、全国平均（90%）と同程度となった。直近10年で13.5ポイント上昇したものの、引き続き耐震化を進める必要がある。 なお、住宅の耐震化について、地域別にみると、阿蘇、八代、水俣・芦北、球磨及び天草地域で低い傾向となり、地域差が生じており、耐震化率が75%未満の地域では、高齢化率が比較的高い傾向にある。そのため、昭和56年以前に建築された旧耐震基準のもの、特に高齢者世帯を優先的に取り組む必要がある。 また、平成12年までに建築された新耐震基準の木造住宅についても、過去の大規模地震において一部に被害が見られたことから、その耐震化の必要性について普及啓発を図る必要がある。
特定建築物 ^{※3}	耐震性が不足するものを「令和7年度末までに概ね解消する」ことを目標とし、耐震化に取り組んできた結果、特定建築物の耐震化率は93.0%であり、直近10年で3.0ポイント上昇したものの、引き続き耐震化を進め、多数が利用するもののうち、特に重要性が高い大規模建築物について、優先的に取り組む必要がある。

※3 多数の者が利用する1,000㎡以上などの建築物



地域別の住宅の耐震化率（熊本県独自調査（R7.11時点））

3 目標設定について

	住宅	特定建築物
現行計画 (H29～R7年度)	令和7年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消	令和7年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消
次期計画 (R8～R17年度)	令和17年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消	特に重要性が高い大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物 ^{※4} ）を令和12年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※4 特定建築物で、法により耐震診断が義務付けられたもののうち、5,000㎡以上の病院やホテルなどの重要度が高い建築物

4 策定スケジュール

令和8年 2月 パブリックコメント
3月 建設常任委員会報告、第3回計画策定検討委員会、策定、公表

【裏面あり】

基本方針

施策

基本方針 1

大規模地震災害から県民の生命財産を守るための住宅の耐震化の促進

「地震はいつ、どこで発生してもおかしくない。」という前提に立ち、今後想定される大規模地震に備えて、補助制度の強化等により住宅の耐震化を促進します。また、新耐震基準で建てられた木造住宅についても耐震化を図ります。

基本方針 2

建築物の耐震改修に向けた優先的な施策の推進

災害時の活動拠点施設となる庁舎等や緊急避難施設となる学校等の防災上重要な公共建築物については、優先的に耐震化に取り組みます。さらに、震災後の避難や救援活動を円滑にするため、要緊急安全確認大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化にも取り組みます。

基本方針 3

非構造部材等の安全対策の促進

大規模地震発生時においては、天井脱落や外壁落下、エレベーター閉じ込め等の非構造部材及び建築設備に起因する被害が多発していることから、非構造部材等の安全対策に取り組みます。さらに、ブロック塀等の安全対策及び耐震シェルター等の普及啓発にも取り組みます。

基本方針 4

防災意識の向上、相談体制の整備及び人材の育成

市町村及び関係団体等と連携し、地震に関する知識の普及啓発を図り、住宅・建築物の所有者の防災意識を高めます。さらに、相談体制の整備を図るとともに、耐震診断及び耐震改修等を担う専門的技術者を確保するため、人材育成に係る取組みを強化します。

施策 1 旧耐震基準※で建てられた住宅の耐震化の促進

※昭和56年以前の基準。過去の大規模地震で多くの被害を受けた。

- 住宅の耐震診断及び耐震改修への公的支援等の強化
- 広報誌や新聞、ラジオ等による積極的な普及啓発
- 市町村や関係団体との連携による耐震化促進のための環境整備
- 耐震化率が低い地域における効率的・効果的な取組みの推進
- マンション所有者等への関係法令や制度の周知・助言

施策 2 昭和56年～平成12年に建築された木造住宅の耐震化の促進

- 耐震診断及び耐震改修に係る支援内容の拡充
- 所有者による「新耐震木造住宅検証法」の周知

施策 3 老朽化した木造住宅等が密集している地域における耐震化の促進

- まちづくりの状況を踏まえた木造住宅の耐震化を促進する取組み

施策 4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推進

- 所管行政庁との連携による優先的な耐震化の推進

施策 5 防災上重要な施設の優先的な耐震化の推進

- 防災拠点施設等の耐震化及び機能継続のための取組みの推進

施策 6 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断への支援の継続

施策 7 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の推進

- 所管行政庁や市町村と連携した建築物所有者への働きかけによる耐震化の推進

施策 8 非構造部材等の安全対策の促進

- 定期調査報告制度等の活用による天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策の促進
- 定期検査報告制度等の活用による建築設備（EV、エスカレーター、その他の建築設備等）の安全対策の促進
- 国の支援制度等の活用によるブロック塀、屋外突出物の安全対策
- 耐震シェルター、段階的改修方法の普及啓発
- 文化財建造物の安全対策の促進

施策 9 耐震改修を促進するための環境整備

- 市町村や関係団体と連携した相談体制の充実及び情報提供体制の充実
- 市町村との連携による国の支援制度を活用による建築物所有者の支援
- 税制・融資制度等の優遇措置に関する情報の積極的な提供

施策 10 身近に出来る耐震対策等の普及促進

- 省エネ・バリアフリーリフォーム等に併せた耐震改修の普及
- 自主防災組織や自治会組織等との連携による普及啓発
- 住宅の耐震性低下の防止に関する知識の普及啓発
- 家具転倒防止策等の推進
- 保険制度の普及啓発

施策 11 耐震化を担う専門的な技術者の育成

- 技術者向け講習会の内容の充実及び参加機会の拡大

※建築基準法に基づく建築主事を置く市町村（県内は、熊本市、八代市、天草市）及び県

施策 12 所管行政庁※としての耐震診断・耐震改修の指導等

- 特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対する耐震診断等の指導等
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 所管行政庁との連携

施策 13 市町村及び関係団体との連携

- 市町村促進計画策定の支援
- 地震防災マップ作成の支援
- 関係団体と連携した耐震化の促進
- 被災建築物応急危険度判定の体制整備

県営住宅における新たな取組みについて

令和8年3月13日
住宅課

1 子育て支援型住戸の提供について

県営住宅における住戸内の居住性を高めるため、これまで段差解消や手すりの設置、給湯設備の更新などのユニバーサルデザイン改修工事を実施。

「こどもまんなか熊本・実現計画」に掲げる取組みの一つとして、令和7年度から「子育て支援型」の住戸改修に着手。

(令和7年度実績)

- ① 改修団地 : りゅうじゃびら竜蛇平団地
(熊本市中央区帯山)
- ② 戸数 : 4戸(1階3戸、2階1戸)
- ③ 改修内容 : 子どもの見守りができる対面キッチン、広いダイニングキッチンへの間取りの変更、遮音性の高いクッションフロアの設定など
- ④ 入居者募集 : 令和8年2月6日(金)から2月19日(木)まで
- ⑤ 入居可能日 : 令和8年4月1日(水)



改修した住戸の内部

2 ペット共生住宅の試行開始について

県営住宅では、動物アレルギーやペットが苦手な入居者に配慮し、ペットの飼育を原則禁止としてきた。しかし、高齢者の社会的孤立の解消などペット飼育により期待される効果があること、民間の賃貸住宅ではペット飼育可能な物件が増加傾向にあることなどから、求められるニーズの一つと捉え、ペットとの共生について検討。

(1) 検討経過

- 令和6年4月～ 他自治体や民間の取組みについて情報収集、必要なルール等の検討
- 令和7年6月 小山田団地自治会から、入居促進策として「ペットとの共生を求める要望書」の提出
- 7月～ 小山田団地入居者へのアンケートの実施、団地自治会との協議を開始
- 令和8年1月 団地内の3つの棟の全入居者からペット飼育に関する同意書の提出

(2) 試行の概要

- ① 試行団地 : 小山田団地(熊本市西区島崎)
総住戸数 19棟202戸(試行実施棟 3棟24戸)
- ② 試行開始日 : 令和8年3月1日(日)
- ③ 飼育可能な動物の種類 :
原則、概ね10kg以下の犬又は猫(いずれか一匹)
- ④ 飼育の条件 : 「熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱」や自治会作成のルールを遵守すること

(3) 今後の対応

アニマルフレンズ熊本等の関係機関と協力し、ペットの譲渡や適正な飼養に関する講習会などを実施予定